

## 沖縄県高等学校等奨学のための給付金

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成26年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

**令和6年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。**(新入生への一部支給は除く)。

- (1) 保護者等(親権者)の令和6年度の道府県民税及び市町村民税**所得割額**が非課税、又は生活保護受給世帯
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給期間内である。
- (4) 生徒が、平成26年度以降に入学して在学中で、休学中ではない。
- (5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
- (6) 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回(定時制・通信制課程の場合は4回)以上給付されていない(過去に在学した学校における給付回数も含む)

### ○支給額 (返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)		32,300円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	122,100円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700円
	通信制・専攻科課程に在籍	50,500円

### ○提出書類 ※消せない筆記用具で書類に記入して下さい。

- ① 高校生等奨学給付金受給申請書(様式1)
- ② 令和6年度(所得)課税証明書
- ③ 生活保護受給証明書(生活保護を受給している場合)(様式2)
- ④ 扶養誓約書(様式③)(15歳以上23歳未満(中学生を除く)の扶養されている兄弟姉妹がいる場合)
- ⑤ 債権者登録申請書(別添様式) ※申請者以外の口座に振り込む際は依頼書が必要
- ⑥ 振込口座の通帳の写し
- ⑦ 委任状(給付金の代理受領等を委任する場合のみ)(様式8)



提出書類	生業扶助受給世帯	非課税世帯	
		対象生徒が第1子	対象生徒が第2子以降
① 高校生等奨学給付金受給申請書	○	○	○
② 令和6年度(所得)課税証明書		○※1	○※1
③ 生活保護受給証明書	○※1 ※2		
④ 扶養誓約書(様式3)			○
⑤ 債権者登録申請書	○	○	○
⑥ 振込先口座の通帳の写し	○	○	○
⑦ 委任状	希望者のみ	希望者のみ	希望者のみ

※1 ②③は就学支援金制度等で既に提出済で同書類を利用することについて同意した場合、省略可

※2 ③は証明書の発行日が7月1日以降であり、受給開始日の記載があること

### ○問い合わせ先

西原高校事務室 担当者 照屋・新垣 TEL:098-945-5418